

社会福祉法人玉川の会 評議員・役員の報酬等及び費用弁償に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人玉川の会（以下「本会」という。）の定款第8条、定款第10条第2号及び定款第10条第3号に基づく評議員、役員の報酬等の基準、額及び費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 評議員とは、定款第5条による者をいう。
- (2) 役員とは、定款第15条による理事及び監事をいう。
- (3) 報酬等とは、報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益をいう。
- (4) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する旅費（宿泊費を含む。）等の経費をいう。

(報酬の額)

第3条 評議員の報酬は日額とし、評議員会への出席の都度、定款第8条に定める金額の範囲内で、別表第1に基づき支給する。ただし、国又は地方公共団体の職と兼職する評議員には、支給しない。

2 理事の報酬は日額とし、理事会、評議員会等本会業務への出席の都度、別表2に定める年間総額の範囲内で、同表に基づき支給する。ただし、国又は地方公共団体の職と兼職する役員には、支給しない。

3 監事の報酬は年間総額960,000円とし、別表3のとおり支給する。ただし、国又は地方公共団体の職と兼職する役員には、支給しない。

(報酬支払方法)

第4条 報酬の支払いは、毎月末日に締め、翌月20日（金融機関が休日の場合は前営業日）に銀行振込の方法により支給する。

(費用の弁償)

第5条 本会は、評議員及び役員が、その職務を行うために要する費用を弁償する。

2 費用の弁償の額は実費とする。ただし、旅費については近接地外の旅行に関するものを対象とし、旅費規則に基づき算出されるものとする。

3 費用の弁償の請求があったときは、遅滞なく現金で支払うものとする。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

(規程の改廃)

第 6 条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補則)

第 7 条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定めるものとする。

附則 この規程は、令和元年 1 1 月 9 日から施行する。

附則 この規程は、令和 4 年 1 月 1 1 日から施行する。

附則 この規程は、令和 5 年 4 月 1 4 日から施行する。

別表1 評議員の報酬

役職	報酬日額 (1人あたり)	年間総額(合計)
評議員	3,000円	200,000円

別表2 理事の報酬

役職	報酬日額 (1人あたり)	年間総額(合計)
理事	5,000円	200,000円

別表3 監事の報酬

監事選任区分	月額報酬
社会福祉事業について識見を有する者	30,000円
財務管理について識見を有する者	50,000円